

第一回 国会 行政委員会議録 第十号

(一八七)

昭和四十七年三月三十日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 門司 亮君

理事 田中伊三次君

理事 豊 水光君

理事 小濱 新次君

理事 同日

辞任 高島 修君

辞任 塩谷 一夫君

辞任 中山 正暉君

辞任 浜田 幸一君

辞任 桥本登美三郎君

辞任 田中伊三次君

委員の異動

三月三十日

辞任

高島 修君

塩谷 一夫君

中山 正暉君

浜田 幸一君

田中伊三次君

同日

補欠選任

高島 修君

塩谷 一夫君

橋本登美三郎君

中山 正暉君

浜田 幸一君

地方財政の健全化に関する陳情書(茨木市議会議長和田久順)(第一五〇号)

調布基地更地に公会堂建設等に関する陳情書(調布市飛田給の三九の三飛田給自治会長野口九二藏外八百二十五名)(第一五一号)

は本委員会に参考送付された。

最高機関たる国会に対して、行政権を持っております内閣が全くそ偽りの答弁を行なったということでは、まさに、國權の最高機関たる国会に

対して連帶責任を負うところの内閣、具体的に言えば佐藤内閣のきわめて重大な問題である。したがいまして、この政治責任の問題をめぐりまして、国会が大きく紛糾をいたしましたことは、これは当然だと私は思います。その内容等は、いざ

れ予算委員会等で議論をされると思いますが、私は触れません。ただ、問題は、本日の各新聞紙を拝見いたしますと、何か、あのような外交機密文書を外部に流した者が外務省内部におけるのではないかということです。外務大臣も機密保持について訓示をし、秘密を漏らした場合は、これは国家公務員法百条違反であるということで、内部いろいろと調査をやっているというようなことが報道されております。

ただ、そこで問題になりますのは、同様の問題がアメリカでも実は昨年問題になつていています。ベトナム戦争の秘密文書が外部に漏されまして、そして、これまた、アメリカの国内はもうより、世界をゆるがす大きな事件になつたといふことは後藤田長官も御存じのとおりだと思います。

す。あの、アメリカのベトナム秘密文書を暴露いたしました問題は、それはアメリカの公務員も秘密保持の問題があるかもしれませんのが、しかし、少なくとも世界各国の国民があの事件から受け取った感じというのは、やはり、アメリカがベトナムであれほど残酷な行為をしているということ

と、しかし、アメリカは、やはりさすが民主主義が育った国だけあって、この民主主義に対する一本の良心があるということ。あのベトナム秘密文書が暴露された事件に対しても、そういう意味で

は、世界の人たちは、そこに一の光明を認めたといふことは事実だらうと思うのです。

出席國務大臣

自 治 大 臣

國務大臣

委員長

会委員長

出席政府委員

警 察 府 長

官 官 房

中 村 賢 太 君

土 金 賢 三 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

後 藤 田 正 晴 君

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

理事 豊 水光君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

理事 豊 水光君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

理事 豊 水光君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

理事 豊 水光君

理事 小濱 新次君

理事 田中伊三次君

そこで今回の問題にもなるわけがありますが、公務員は憲法を守る義務がございます。憲法はもちろん平和憲法であります。そして、憲法の規定の中には、秘密保持云々というような規定もなってます。ただ、国家公務員については国家公務員法の百条にあいう規定がありますが、今後歴史的に考えて、当時のわが国の政府が、国会をだましてあいつたきわめて遺憾な取引をやつたというふうに対し、あるいは、そいつたものが国会の場で暴露されたということに対しては、やはり後世の史家というものが相当な評価をするんじゃないかと私は思いますが、それはともあれ、いろいろ問題のある重要な事件であります。私は、こうしたものについて、警察がいま捜査に狂奔しているということはないと思うのです。うわさでは、警察が大いに動いているというような話があるそりであります。私は、そういうことはないだらうと思うのであります。一体実態はいかがでありますか。少なくとも、外務省が外務省独自の立場で調査をするということはあり得るかもしれませんけれども、しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということは非常に問題ではないかと私は思います。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思います。

○後藤田政府委員 今回の、外務省の極秘文書が外部に出たといふ件につきましては、私どもは、今日までのところ、新聞等の報道以外のこととは承知をしておりません。きょうの新聞では、公務員法違反の疑いがあるのでないかとか、あるいは窃盗の容疑があるのでないかとか、いろいろな記事がいろいろ出ておりますが、いずれも推測の域を脱しておりません。私どもの今日の立場といふものは、事柄がいかにも重要である。したがつてそれが犯罪に起因するということであるならば、これは警察としてはすべて捜査しなければなりませんけれども、事柄が事柄

であるだけに、こういう件については、まず外務省内部において、どういう経緯であいう書類が外に出たのかということを十分お調べになつて、その上で私どもとして必要な調べをするということがあつたときわめて遺憾な形があれば、その上で私どもとして必要となるといふことが一番適当ではないか。したがつて、今日、私どものほうから、犯罪の容疑ありという考え方で、直ちに積極的に行動をとるということは考えておりません。

○山口(鶴)委員 ただいまの説明はよくわかりました。少なくとも、私どもいたしましては、こいつたきわめて事柄の重大かつ複雑な問題について、警察が軽々に動くべきでないということを考えおりまして、そういう趣旨からお尋ねを申上げたわけであります。この点に対する長官の御答弁は了解いたしますので、長官のおつしやられたような慎重な態度をぜひひとつ堅持していただかなければなりません。ただくように要請をいたしておきたいと思いませんけれども、しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということは非常に問題ではないかと私は思います。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思います。

○後藤田政府委員 ただくように要請をいたしておきたいと思いません。ただくようによくお尋ねをいたしました。少なくとも、私どもいたしましては、この度の問題の度合いからお尋ねを申上げたわけであります。この点に対する長官の御答弁は了解いたしますので、長官としてのお考え方をお示しいただかなければなりません。ただくようによくお尋ねをいたしておきたいと思いませんけれども、しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということは非常に問題ではないかと私は思います。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思います。

さて、今度、警察法の一部改正について提案をされているわけでありますが、現在の警察は都道府県警察のたてまえになつております。しかし、政令都市につきましては、ほとんど府県と同じ役割りを——若干違う面もあります。特に、国の各省が都道府県知事に機関委任をいたしております。ような仕事については、もちろんこれは政令都市はやつておりますが、しかし、その他の自治体として行ないます。独創的な事務等につきましては思はずけれども、そういう制度で今まで運営しておるわけでございます。その運営の結果、十七年の歳月を経ておりますが、いろいろ御議論をなさる方から見て、このあり方といふものはやはり定着をしておるのではないかと思います。そう安の実態から見て、このあり方といふものはやはり定着をしておるのではないかと思います。そういうふうな意味合いで、指定市市長のいろいろな権限が知事の権限と同じであるということから、今

市に指定市市長にお尋ねしたことがあつたのではありませんが、県立高校の問題等は違いますけれども、ほとんど同様な権限を持つて該当自治体の運営をいたしておるわけであります。そこで、特に昨年も後藤田さんにお尋ねしたことがあつたのではありませんが、大都市の交通が非常に困難な状態になつております。また、公害等の問題につきましては、政令都市等はいずれも非常に公害の汚染にも悩んでおるわけでございまして、そういう面から見ると、公安委員を、当該

市に二人出す、市の警察をつくるという程度がこの政令都市と他との違いですね。まあ、神奈川県のように、横浜市と川崎市と二つ政令都市ができる、それから福岡県のごとく、北九州と福岡の二つの政令都市を持つというようなところであります。最後まで、政令都市等は、従来の自治警察を保持するためには非常に注意を示しておったような経過もあるわけでありまして、政令都市につきましては、この程度の措置ではないに、府県とほとんど同じような仕事もやっているという観点から、政令都市に対してもっと抜本的な措置を講じてもいいのではないかという感じがいたしますが、長官としてのお考え方をお示しいただかなければなりません。ただくようによくお尋ねをいたしておきたいと思いませんけれども、しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということは非常に問題ではないかと私は思います。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思います。

○後藤田政府委員 御意見のよくなお考えを当然一つの御見識だと思います。しかし、少しつたつたかといふことをいまでも思つております。私は、現在の状態を考えました場合に、都道府県の御答弁は了解いたしましたので、長官のおつしやられたような慎重な態度をぜひひとつ堅持していただかなければなりません。ただくようによくお尋ねをいたしておきたいと思いませんけれども、しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということは非常に問題ではないかと私は思います。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思います。

さて、今度、警察法の一部改正について提案をされているわけでありますが、現在の警察は都道府県警察のたてまえになつております。しかし、政令都市につきましては、ほとんど府県と同じ役割りを——若干違う面もあります。特に、国の各省が都道府県知事に機関委任をいたしております。ような仕事については、もちろんこれは政令都市はやつておりますが、しかし、その他の自治体として行ないます。独創的な事務等につきましては思はずけれども、そういう制度で今まで運営しておるわけでございます。その運営の結果、十七年の歳月を経ておりますが、いろいろ御議論をなさる方から見て、このあり方といふものはやはり定着をしておるのではないかと思います。そう安の実態から見て、このあり方といふものはやはり定着をしておるのではないかと思います。そういうふうな意味合いで、指定市市長のいろいろな権限が知事の権限と同じであるということから、今

そこで、今度は自治省のほうにお尋ねをいたしたいと思いますが、これも渡海自治大臣がお見えでないでの残念であります。そこで、専務局のほうに幾つかの問題をお尋ねをしておこうと思います。最近、国鉄あるいは郵政の関係におきまして、不當労働行為といふものが相次いで大きな問題になつております。昨年の沖縄国会におきまして、不當労働行為といふものが相次いで大きな問題になつております。昨年の沖縄国会におきまして、国鉄の不當労働行為につきましては論議もなつておられます。國鉄裁も不當労働行為の事実を認め、この件に關しては遺憾の意を国会で表明されました。さらに、このよくな不當労働行為を行ない、また、そのような指導をやつた上級幹部の諸君に対しましても、その責任をとらせるべきだに欠陥があるとすれば、それをどう埋め合

わしていくかということはやはり考えなければならないと思われます。

○山口(鶴)委員 当時の警察法改正について、警察官まで導入いたしまして大騒ぎをやつて通し

たと、そのような経過を、私ども当時は国会にはも

ちろんおりませんで、地方におつたわけあります。警察

が、その点はよく承知をいたしております。警察

法の改正に警察官が入つて、やつとこの法律が

通るという歴史は、私は非常に残念な歴史ではな

かったかといふことをいまでも思つております。

私は、現在の状態を考えました場合に、都道府県

警察の制度はそのまま残すといたしましても、せ

ば、大きな都市には交通警察ぐらいは自治体警

察として、むしろ従来の機構とは変えて設置をす

ますが、その点はよく承知をいたしております。警察

法の改正に警察官が入つて、やつとこの法律が

通るという歴史は、私は非常に残念な歴史ではな

さてそこで、同じようなケースが全国各地にいろいろ頻発をいたしております。特に、地方公務員の組合の運営に関する管理職が介入をする。具体的な事例をあげるといたしまするならば、組合役員の選挙に際して、こういわゆるAといふ候補は好ましくないからBといふ候補に投票をしろとか、そういうような介入を堂々当該地域の管理職の方々がやつておる。こういうよろんな事例も各地で報告をされておるわけであります。確かに、国家公務員法や地方公務員法には、不当労働行為といふものの規定は、明文ではございません。しかし、ILLO条約八十七号、これはすでに批准をいたしております。また、ILLO条約の九十八号、これもこれまた批准をいたしているわけでありまして、これらのILLO条約におきましては、いずれも公務員も労働権というものを持っているということを明確にし、しかも労働組合の運営に介入してはならないということを明確にうたっているわけであります。大体、国や自治体といふものは悪いことはせぬのだというものが現在の法律のたてまえになつてゐるだらうと思うのです。地方自治法を拝見いたしましたが、開則といふものはございません。当然、府県や市町村といふ地方自治体を運営いたしまする首長なりといふものはゼントルマンであつて、悪くことはせぬのだといふことがたてまえになつてゐると思うのです。そういうこともござりますから、国家公務員なり地方公務員に対しまして、雇用者である國あるいは自治体の首長といふものは、この国際条約に相反するような、あるいは民間の労働者に対する規定をしているところの労働組合法で禁じしているような、そういう不当な行為は、当然やらないといふたてまえがありますたがって、いわゆる不当労働行為といふものにおきましても、地方公務員法によって、いわゆる明文がないということだらうと私は思ひます。したがつて、いわゆる不当労働行為といふものは、國家公務員法におきましても、地方公務員法に、地方公務員に対して國が行なつてはならぬと同様

するようなことを一切してはいかぬのだといふこと。これは明確だと私は思うのです。この点、特に自治省にお尋ねするわけであります。が、地方公務員にましくない、Aといふ候補は好ましくないからBといふ候補に投票をしろとか、そういうよろんな介入を堂々当該地域の管理職の方々がやつておる。こういふよろんな事例も各地で報告をされておるわけであります。確かに、国家公務員法や地方公務員法には、不当労働行為といふものの規定は、明文ではございません。しかし、ILLO条約八十七号、これはすでに批准をいたしております。また、ILLO条約の九十八号、これもこれまた批准をいたしているわけでありまして、これらのILLO条約におきましては、いずれも公務員も労働権

というものを持っているということを明確にし、しかも労働組合の運営に介入してはならないといふことを明確にうたっているわけであります。大体、国や自治体といふものは悪いことはせぬのだといふものが現在の法律のたてまえになつてゐるだらうと思うのです。地方自治法を拝見いたしましたが、開則といふものはございません。当然、府県や市町村といふ地方自治体を運営いたしまする首長なりといふものはゼントルマンであつて、悪くことはせぬのだといふことがたてまえになつてゐると思うのです。そういうこともござりますから、国家公務員なり地方公務員、つまり、公務員の労働関係と民間の労働関係とが、いろいろな意味で質の違う点もござりますので、法の体系が違つてゐるといふところからくるわけでございまして、したがつて、御指摘のとおり、国家公務員なり地方公務員なりについては、不当労働行為ではないのだ、違法な行為ではないのだといふようなことを明言することは、これは間違った見解の表明であります。かように理解してよろしいわけですね。

○林(忠)政府委員 組合の正当な活動に関しての支配介入といふことは、やはり否定されるべきであると存じます。組合の役員の選挙について、この人がいい、この人がいけないといふことを、何の理由もなしに管理の系統を通じて言うということは、やや難聞のある行為であると思いますが、組合全体の運営方針に關して——こういふ人がいい、こういふ人が悪いといふ、選挙の當選そのものについての議論は別としまして、組合の運営方針その他に關していろいろ批判し、これを評議するといふ場合に關しては、同様の労働関係にある場合は同様の原則に従うべしといふ考

え方からして、法は、いわゆる不当労働行為といふ観念を持ち込んでおりませんけれども、不当な行為に對しては全体的には否定的な考え方であるといふことは明瞭だと存じております。

○山口(鶴)委員 そこで、さらにお尋ねをいたしましたが、自治体の首長は、現在、憲法の規定、それから公職選挙法の規定等によりまして、住民の直接選挙で選ばれるといふたてまえになつていますね。一たん選挙をいたしましたことは、その首長が、引き続いて当選をいたしたいといふ気持ちは持つことは、私ではありませんが、しかし、それが、その活動についておのずから限度があるべきだと思います。そこで、特定の首長が引き続いて当選を得ようとする目的で後援会の組織をつくる。そして、その後援会に對して管理職が介入する。これはあるべきことではないといふふうに考へられます。

○林(忠)政府委員 自治省としては、地方公務員

としております自治体の首長は、不当労働行為に関するようなことを一切してはいかぬのだといふこと

ね。

○林(忠)政府委員 職員団体の本来の法の趣旨、目的に沿つた正当な活動に對していろいろ支配介入する。これはあるべきことではないといふふうに考へられます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、特定のある自治体の首長が、当該の議会に對して、いや、地方公務員法には不当労働行為といふ明文はありませんから、したがつて、管理職が組合の正当な行為に——組合役員の選挙なんといふのは、まさに当該団体の正当な行為であります。そういうものに支配介入しても、これは不当労働行為ではないのだ、違法な行為ではないのだといふようなことを明言することは、これは間違った見解の表明であります。かように理解してよろしいわけですね。

○林(忠)政府委員 組合の正当な活動に關しての支配介入といふことは、やはり否定されるべきであると存じます。組合の役員の選挙について、この人がいい、この人がいけないといふことを、何の理由もなしに管理の系統を通じて言うということは、やや難聞のある行為であると思いますが、組合全体の運営方針に關して——こういふ人がいい、こういふ人が悪いといふ、選挙の當選そのものについての議論は別としまして、組合の運営方針その他に關していろいろ批判し、これを評議するといふ場合は同様の原則に従うべしといふ考え方からして、法は、いわゆる不当労働行為といふ観念を持ち込んでおりませんけれども、不当な行為に對しては全体的には否定的な考え方であるといふことは明瞭だと存じております。

○山口(鶴)委員 そこで、さらにお尋ねをいたしましたが、自治体の首長は、現在、憲法の規定、それから公職選挙法の規定等によりまして、住民の直接選挙で選ばれるといふたてまえになつていますね。一たん選挙をいたしましたことは、その首長が、引き続いて当選をいたしたいといふ気持ちは持つことは、私ではありませんが、しかし、それが、その活動についておのずから限度があるべきだと思います。そこで、特定の首長が引き

続いて当選を得ようとする目的で後援会の組織をつくる。そして、その後援会に對して管理職が介入する。これはあるべきことではないといふふうに考へられます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

導、といひますか、対処のしかたをすることは許されないことであると考えます。

○林(忠)政府委員 わかりました。現にそういうよ

うな行為をやつてゐる自治体があるといつします

るならば、自治省としては一體どのよろんな行政指

&lt;p

て、あまりこまかいことにまで觸るることは常に避けたりまして、法の趣旨に従つた運用をするよりは、いろいろ考え方で常に一般的な指導はしております。あります。

○山口(鶴)委員 そういうときは、地方自治の精神を自らは大いに堅持をされるわけですね。都合の悪いことは地方自治を尊重し、都合のいいことについては、大いに中央集権的な思想のものと、いろいろと内簡を出したり、あるいは通達を出ししたりいたしまして行政指導をやる。そういうところは自らの悪いせいじゃないかと私は思ひます。後藤田さんもかつて自らのお役人でしたから、当時のことを反省して、いまよく理解するようなお顔をされておりますが……。

そこで、自治法には罰則はありませんが、地方法には罰則があります。この十五条には罰則はございませんが、これはいかがでしようか。

○林(忠)政府委員 十五条そのものの違反についての罰則といふのはないと思います。ただ、地方団体の管理運営については、地方自治法なり、公務員法なりに即してやるべきであり、それにはずれた行為があるとすれば、その地方団体において、それに関する責任の追及は行なわれる。こういうたてまえになつております。

○山口(鶴)委員 ただし、差別取り扱いは禁止をするといふ地方法の規定がござりますね。これに反した場合はたしか「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」というのが罰則であったと私は記憶いたしておりますが、いかがでしようか。

○林(忠)政府委員 ただいまの答弁、一部訂正いたします。

十五条についても、十五条の規定に違反して任用が行なわれると、それについての、責任者についての罰則がございます。

○山口(鶴)委員 その場合に罰則があり、しか

も、地方法で、差別の取り扱いをした場合には罰則があることも御存じだと思います。

そこで、後藤田さん、さつき外務省のお話をし

たわけですけれども、自治体の運営に關して、直ちに、警察が、國家公務員法百条の罰則があるといたくて動くことについては慎重であるべきだ。事の性質も重大である。地方法についても、直ちに、県内人事に一々警察が目を光らして、そうちして積極的に動くということは問題だと私は思ひます。しかし、明らかに地方法上罰則があ

るのですが、しあわせ、明らかに地方法上罰則がある問題に対して、告訴、告発が、これは官庁の当局ではなしに、職員団体その他からあつたといたしましても、その、明らかに法律上罰則があると

が、これはいかがでしようか。

○後藤田政府委員 そいつた罰則規定の運用でございますが、形式的に言えども、罰則があるわけですから、警察としては、それに違反した容疑があれば、犯罪の容疑があるということで、捜査に着手するということは当然だと言えましょう。

○後藤田政府委員 そこでは、また自らの立場がどのよろなものであれ、全

く同じ扱いをいたすつもりでございます。

○山口(鶴)委員 そこで、また自らの立場がど

うかしながら、現実の警察権の運用と、いふ場合に、自然犯的なものと、こういった行政上の目的達成のための拘束としてある、いわゆる行政刑法の運用といふものについては、おのずから違ひがあつてしまふべきもの、かように考えます。そういう意味合いから、御質問のような事件の場合には、当該地方団体内における行政上の処置あるいは、

は、政治上の諸般の問題についていろいろ適切な処置を講じられるといふことが前提で、その上に立つて、なおかつ法の目的が達成できないといふ

たような場合に、罰則の規定を運用して、警察権の発動があり得る。こうした運営がしきるべきものである。私はかように考へます。

○山口(鶴)委員 とにかく、私が冒頭に申し上げた国家公務員法百条の問題について、警察が慎重な態度をとっていることは当然だと思います。しかし、長官の御答弁では、外務省といいますか、

警察に連絡がありました場合には、捜査をすると

いうことは当然あり得るという趣旨の御答弁でございました。私は、これは、雇用されている人の

罰則であつても、雇用する人に対するもまた、差別的な扱いをしたり、法律違反の行為をやつた首長の行為については同等に扱うべき問題だと私は思ひます。

もう一つの点も、その辺の価値判断は違うと思いますが、いずれにせよ、具体的な事案がないと、そういうことに対する判断はちょっとくだらしくい問題です。そう存じます。

○山口(鶴)委員 一応これで保留しておきます。大臣が参りました場合に若干のお尋ねをいたしました。

○小濱新次君 承知しました。

○小濱委員 四十七年度の予算にも関係がございましたし、また、公安委員長としての悩みでもあります。これが國からの現物支給というふうになつて、その辺の私どもの理解がどうもちょっとと

おつて、その辺の私どもの理解がどうもちょっととそれが國からの現物支給というふうになつて、その辺の私どもの理解がどうもちょっとと

別の団体の行為についての批判が、批判されるべきものとして批判する批判に關しては自由でございませんけれども、その批判を人に強制するというよ

うな姿であれば、これは問題がある。批判される

ほどの行為が、それがまた正当な組合活動か、あるいはそれがやや逸脱したものであるかという

ような点も、その辺の価値判断は違うと思いますが、いずれにせよ、具体的な事案がないと、そ

うな姿であれば、これは問題がある。批判される

ほどの行為が、それがまた正当な組合活動か、あるいはそれがやや逸脱したものであるかとい

うな姿であれば、これは問題がある。批判される

の指導、取り締まりに当たっていた場合に殉職されるのは負傷したという事例が大部分でございまして。この点について調査をいたしましたところ、交通取り締まりによる殉職、負傷者につきましては、各県から警察庁に報告があった件数では、昭和四十六年中は殉職が六件、それから負傷が七十四件、合計八十件。こういうふうなことになつております。

それから、第二の御質問の、警察官が、交通事故に死傷を負つた件数でございますが、これは四十五年の統計でおそれ入りますが、四十五年の統計によりますと、死亡が二件それから負傷が百九十一件、合計百九十三件の事故を出しております。

○小瀬委員 この警察官の殉職者に対して、私のほうで調べたので少しわかつておりますが、正確な内容であろうと思ひますので、そのとおり理解いたしますが、この人たちの殉職、傷病等に関する補償の面がいろいろと憂えられておるのでござります。具体的には私から申し上げませんけれども、こういう問題についてはどうなつておるのか。また、どういうお考えをお持ちになつておるのか。これも伺つておきたいと思います。

○土金政府委員 こういう交通事故等によりまして災害を受けた場合あるいはまた殉職した場合の警察官あるいはまた遺族に対する補償の点でございますが、これは、犯人の逮捕等の場合と大体同じような補償の方法なり、その遺族に対する対策といふものをとつておるわけでござります。

もう少し具体的に申し上げますと、まず、公務災害補償の制度がございまして、つまり、地方公務員災害補償法に基づきまして、殉職した場合は年金が出来ます。また、ほかに一時金が出来るわけになります。なお、これにつきましては、自動車を運転中に起きたというふうな場合には、いわゆる自動車損害賠償保険法、自賠法が適用される場合がござります。この場合には、この補償が免責されるというふうなたでまことに成つておるわけでござります。

それから、第三の御質問の、殉職でなく、幸い傷病になりましたという負傷に対しましては、その治療に関する一切の手当はもちろんのこと、そのあととのリハビリテーションと申しますか、職場に完全に復帰するまでの完全ななんどうを見るということがあります。あるいはまた、その間、家族に対するいろいろの激励をするとか、あるいはめんどうを見ることがあります。さらに、職場に復帰した後も、適当な職場で仕事ができるように、その点までものりハビリテーションと申しますか、そういう点におきまして、かゆいところに手の届くようなお世話をやつしている。こういうことでござります。

これにつきましては、負傷者につきましては、その全快が長くなる、あるいは全快したあとも後遺症を残す、というような事例も間々ありますので、そういうふうな点についてあとあと忘れられるというふうなことがないように一つの仕組みといふものを作つくりまして、その点は組織的に継続的にめんどうを見る。こういうふうな措置をとつておるわけでござります。

○小瀬委員 いろいろの制度のあることがよくわかります。ただ、その内容によって、非常にはなやかな場面で殉職をされた方と交通関係の殉職者の内容を調べてみると、非常に目立たない、影の労働者と言われるような場面での殉職の方がたといふものにつきましては、全國的な見地からこれが適当の水準に維持する必要がある。警察力の維持という観点から、これを国家公安委員会において総括的に把握して、その水準を維持するよう管理と申しますが、基準をつくって、その基準に合うように維持していく。こういうような規定があるわけでござります。その規定を受けまして、さらに警察法は、都道府県警察における警察用車両及び船舶、その他の装備品について整備すべき継続されることになつています。私どもともしましても、この点につきましては、第一線からのいろいろの意見等も伺つておきましたが、第一線

の費用につきましては、これを国庫から支弁する。これらも警察表彰規則によりまして、これは金額が三百円以内というふうなことに相なりますけれども、警察庁長官が賞じゆつ金を出す場合もござりますし、あるいはまた、都道府県知事からもこの賞じゆつ金が支給されるのが大体その例になつております。

そのほか共済組合法によります遺族年金が支給されます。さうして、さらに、殉職でなく、幸い傷病になりましたという負傷に対しましては、その治療に関する一切の手当はもちろんのこと、そのあととのリハビリテーションと申しますか、職場に完全に復帰するまでの完全ななんどうを見るということがあります。あるいはまた、その間、家族に対するいろいろの激励をするとか、あるいはめんどうを見ることがあります。さらに、職場に復帰した後も、適当な職場で仕事ができるように、その点までものりハビリテーションと申しますか、そういう点におきまして、かゆいところに手の届くようなお世話をやつしている。こういうことでござります。

そこで、車の現状ですが、警察からいただきました四十六年度末の現状は、バトカーが約三千六百台、それから白バイが約三千台、捜査用車両が約五千七百台、その他約一万六千九百台。車両が約五千七百台、その他約一万六千九百台。こういうふうになつております。これが現状のようでござりますけれども、これが国からの現物支給、こうなつてゐるところに、耐用年限等もあります。この規定によりまして、先ほどの御質問の警察用の車両、舟艇等につきましては、これを国が調達して、県にこれを配分する。こううたてが、この中で、車両の耐用年限等を定めまして、今田的装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては國庫がこれを支弁する。こううたてますになつておるわけでござります。この規定によりまして、先ほどの御質問の警察用の車両、舟艇等につきましては、これを国が調達して、県にこれを配分する。こううたてが、この中で、車両の耐用年限等を定めまして、今田的装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては國庫がこれを支弁する。こううたてますになつておるわけでござります。

○土金政府委員 国からの現物支給、こううたてが、この中で、車両の耐用年限等を定めまして、今田的装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては國庫がこれを支弁する。こううたてますになつておるわけでござります。この規定によりまして、先ほどの御質問の警察用の車両、舟艇等につきましては、これを国が調達して、県にこれを配分する。こううたてが、この中で、車両の耐用年限等を定めまして、今田的装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては國庫がこれを支弁する。こううたてますになつておるわけでござります。

そこで、車両を維持するためには、耐用年限等が調達して、県にこれを配分する。こううたてが、この中で、車両の耐用年限等を定めまして、今田的装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては國庫がこれを支弁する。こううたてますになつておるわけでござります。

○小瀬委員 いろいろの制度のあることがよくわかります。ただ、その内容によって、非常にはなやかな場面で殉職をされた方と交通関係の殉職者の内容を調べてみると、非常に目立たない、影の労働者と言われるような場面での殉職の方がたといふものにつきましては、全國的な見地からこれが適当の水準に維持する必要がある。警察力の維持という観点から、これを國家公安委員会において総括的に把握して、その水準を維持するよう管理と申しますが、基準をつくって、その基準に合うように維持していく。こううたてが、この規定があるわけでござります。その規定を受けまして、さらに警察法は、都道府県警察における警察用車両及び船舶、その他の装備品について整備すべき継続されることになつています。私どもともしましても、この点につきましては、第一線からのいろいろの意見等も伺つておりまして、第一線

まいりたい。どうふうに考へておるわけですか」とあります。

おきまして、現在、舟艇は、十五年というのが更新の一応の基準のようなかつこうになつております。来年度予算で更新が認められるようになつましたものが十隻実はあります、この十隻なども、多いのは十八年から十九年くらいたつておる。こういうふうなものがようやく今度更新を認められておる。こういうふうな状況でございまして、ただいまの小浜委員の御指摘、私どもといいたしましてもほんとうにありがたい御趣旨でございまして、今後ともその御趣旨に沿いまして私どもも努力してまいりたい。こういうふうに考えておるわけでござります。

をなさつておられる、といふ御説明がございましたけれども、パトカーの耐用年数は、四十六年度も六年になつております。四十七年度、これも予定であります。ようけれども、六年といふうになつております。それから同じくジープ型、これが四十六年度も八年、四十七年度も八年。白バイが四十六年度六年で、四十七年度の予定は五年。検査用の車両等、これが四十六年度は十年ですが、四十七年度は八年。その他の車両といふのは、四十六年度が十年で、四十七年度も十年。こういう耐用年数のようでございます。

そこで、これの短縮についてぜひ考へるべきではないかと私どもは考へるわけです。東京都の実情を調べてみました。私は神奈川でありますので、神奈川のほうも調べてみました。これは、国からの現物支給という問題と耐用年数という問題で、地元の声をぜひ何とか反映をしてもらいたいという声もございますのでお尋ねするわけですが、れども、パートナーについて、四十六年度は六百二万台で、五億二千万円。四十七年度予定も、これも六百三万台で、同じ五億二千万円。検査用の車は、これは大体倍くらいふえているようです。これが四十六年度は一億三千万円で、四十七年度は

三億になつておりますが、白バイは、四十六年度は、九百四十三台で、一億九千万円、四十七年度は、四百六十六台で、九千万円といふうになつておまりまして、これは半分以下に来年度、四十七年度の予算はなつておる。こういう計算になつております。こういふことで、その他のほうもあまりふえておりません。少しふえておるというような状況になつております。

地元のほうで、警察の車をとらえてぼろちバトカーということばで呼んでいるのを私は聞いたことがあるが、こんな声が町にあるということは、これはゆゆしい大事だなと私は感じたわけです。こういう汚名は何とかして挽回していかなければなりませんし、実際に、耐用年数が長いために、国の現物支給という仕組みの上から、どうしてもこういうことばが出るのはなからうか。こういうふうに私どもは思うわけです。この事故件数の内容については、私は詳しくは調査しておりませんけれども、ほろちと謂われるような、そういう声の中から、事件、事故あるいは殉職者が出てくるというようなことになると、これまた私どもの責任であろうと考えるわけであります。このパートカーとか捜査用の車両、白バイ、この耐用年数の短縮という問題については、せひとともこれは真剣に考えていかなければならぬと考えるわけですがが、この点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

○土金政府委員 お答え申し上げます。

警察の車両がぼろといふうなことが定評になつておりますとすれば、まことに遺憾なことでございまして、私どもも、その点については一そう努力いたしたいと存じております。

先ほど先生から、来年度予算の更新のための予算は必ずしも伸びていないといふ御指摘があつたわけでございますが、この点につきましては若干の事情がござります。と申しますのは、たとえば、白バイがちよつと減つておると申しますのは、これは、ちょうど来年度に耐用年数の更新すべき年が来た車両の数、白バイの数が少なかつた。こ

いふうなことで少なくなる。こういうふうなことでございまして、ある年度では非常にたくさん買つた。たくさん買えは、それのちょうど耐用年数のときにたくさんまた買って更新しなければいけない。少ない台数で買った年のものは、その次の更新のときが来ますと、わりあいに少ない台数の更新しかできない。こういうふうな事情が若干わけでございまして、そういうふうな事情が若干白バイについてはあった。こういう点があるわけでございます。しかしながら、何と申しましても、ただいま小濱先生の御指摘のように、警察用車両につきましては国費でもってこれを負担していく。こういうことに相なつております以上、私もどもといたしましても、この車両の更新をさらに一そら努力して、第一線の警察の活動に支障のないようないたしたいと、こうすることをきらに一そら努力いたしたい。こういうふうに考えております。

○小濱委員 時間の制約を受けておりますので、次に水上船艇について少しお尋ねをしていきたいと思うのですが、先ほど説明がございましたように、耐用年数は十五年。そこでいろいろと努力をしておられるようですがれども、現在予定しているのは、十七、八年ぐらいの使用中の所艇、こういうことのようですが、昨年度は七隻更新したようですがれども、五千万円、こういうことになつていていますね。七隻で五千万円。そこで、本年度の予算を見ますすると、十隻で約一億となつているようですが、十隻で一億ということになると、一千万円で一隻の船をつくる。こういうことになりますと、どの程度まで海域をこれは守備することができますと、十隻で約一億となつているようですが、十隻で一億といふことになることができるのかなという疑問が起つてくるわけです。東京都の問題、あるいは川崎や横浜の問題、向こうへ行きますたびごとに荒波を受ける。そこで、その波に耐え得るような海上作業が、新船が、はたしてこの予算でできるかどうか。あるいはまた、いま叫ばれているような、なるべく船は大きいものがいいとか、あるいは船足の速いもの、速力の出るものという条件が入つてきますと、この予算ではたしてどこまで整備され

けれども、十五年以上の舟艇が、私どもの調べによると五十隻ぐらいあるようですね。これの対策を早く考えていませんと、これは逮捕にも大きな支障が出てくるであろうと思うわけですけれども、その五十隻という点と、耐用年数、このことに対する本年度の予算が非常に少ないとことでも、この点についての御説明をお願いしたいと思います。

○土金政府委員 船の耐用年数の問題でございますが、十五年以上経過しているというものが、たゞいま御指摘のようにやはり五十隻近くございまして、この船の問題につきましては、実は、海上保安庁との関係があるわけでございます。海上保安庁も、御承知のように、海上におけるいろいろな取り締まり等に当たつておるわけでございまして、沿岸部に近いところにおいては、主としてこれは警察が實際上やつておりますけれども、その間にいろいろと協定などもされておりまして、合理的な配分と申しますか、能率的な活動が両者でできるよう調整をとつておるわけでござります。そういうふうな見地から、従来、警察のほうは沿岸部が多いのだからといふので、どうしても小型の船が多くなる。こういうふうな事情もあつたわけですから、どうぞいます。しかしながら、最近、海上における火災といふうないろいろな問題も多く発生するようになりますと、あるいはまた公害といふような問題もありますし、いろいろと海上における事案といふものがふえてきておる。したがいまして、海上は海上保安庁だけでということで、警察がこれに無関心であるというようなことはどういふべきでないわけでござりますので、こういうふうな点については、私どもといたしましても、なおもう少しこれを大型化するというふうなことを必要であるというふうに考えておるわけでござります。

い。こういうふうに実は考えておるわけござい  
ます。

○小濱委員 決意のほどをお伺いましたけれど

も、実は、神奈川の三浦半島からずっと向こうの

はずれまでどのぐらいたりますか。七十キロぐら

いありますよ。その範囲内にある警察の水上

船艇といふものは、一トン船が葉山にあるだけで

す。一番小さいものです。五十トンから大体五ト

ンぐらいまでが各部署に配置されているようです

けれども、あの相模灘の荒海に一トン船が一隻葉

山にあるだけ。これはどういう目的かわかりませ

んけれども、こういう状態で、はたして水上舟艇

の役目が果たせるのであらうか。御存じのよう

に、東京都には約三十隻ぐらいあるらしい。それ

から川崎には五隻、横浜には七隻といふことです

けれども、出入港船も非常に多くなつております

し、犯罪もそういう点でも多くなつてゐるであろ

う。そういう活動の場面が広くなつてゐるとき

に、いまのようないく現状で、はたしてその目的が達

成できるのであらうかなといふ疑惑を持つわけで

す。そういう点で、いま長期計画という話を伺い

ましたけれども、これは後藤田長官にお尋ねした

のですが、この予算も、先ほどパートナーの例を

申し上げましたけれども、前年度並みの現状と

か、あるいはまた半減しているといふ、こういう

教学が出ております。いろいろ事情はあるの

だといふ説明がございましたけれども、こういう

予算規模の内容では、十分な裝備の体制を整える

ことは不可能であろうといふにわれわれは考

えるわけです。こういう点で、もっと積極的に御

配慮いただきたい。私は海のことには大きな関心

を持つてゐるわけですから、そういう立場から、

予算面での長官のお考えを聞かしていただき

たいと思います。

○後藤田政府委員 車両の点につきましては、問

題はやはり耐用年数の問題と車輛の問題。この二

つが問題だと思います。私どもが持つております

車両の総数は、正確な数字じゃございませんが、

一万四、五千台あると思います。これをかりに、

耐用年数七年のものを五年にするといったようにしますといふと、相当な金額がかさんでくると

いったような財政上の問題等とのからみ合いもございまして、急速な改善措置がとれない。これが

は、港の中及び一部の沿岸、こういう関係で適用

はしません。しかし、私どもとしては、耐用年数短縮の

使わなければならぬ、数があるだけで済む問題

じやないのだと、財政当局にもいろいろ

問題について、もう少し車といふものは効率的に

使わなければなりません。まことに残念に思つております。

したがつて、船の大きさと

短縮してもららうといふことでやつておりますが、

さらに「そうこれは努力を重ねてまいりたいと思

います。しかし、私は思つておりますが、

車の使い方という観点から見て、まことに非

効率的である。かように考えております。

船艇の問題につきましても、耐用年数の問題、

さらには舟艇の大きさの問題、能力の問題等でい

る。いろいろポイントを持っております。この

点については、ほんとうにお話にならない、まこと

と申しあげない次第である。こう思つております。

が、根本は、やはり、海の犯罪検査というもの

について、海上保安庁との関係がどうなつておる

のだといふ点が、実は予算折衝上毎年のネックに

なつております。こういう点については、ようや

く昨年海上保安庁と私のほうとの間に協定ができ

ました。したがつて、そういう線に沿つて、今後

は十分実態に合うような舟艇の整備をいたしました

。この舟艇も、おそらく現在百七十隻ぐらい

あります。これは、昔は、知事部局に警察部が

整備、いわゆる整とんということは非常に大事な

ことだといふますね。どうですか。いま車両台数

算編成にそれを示しながらまた獲得をしていくと

聞は、やはり領海の範囲内は及ぶといふ考え方でございます。しかし、たゞいま申した海上保安庁との関係もこれあり、私どもの大体のいままでの考え方では、港の中及び一部の沿岸、こういう関係で適用いたします。したがつて、船の大きさと

かろらかだと思いますが、そこらを自安にしまし

て隻数もふやすし、同時に能力も十分ある船がほ

しい。同時にまた、予算上の耐用年数も、十五年

は、これはいささか長過ぎると思います。こうい

うような点についても、将来の私どもの大きな課

題である。今日まで、私どもできるだけの努力は

したつもりでございますが、実は、さつき申しま

したような基本の問題があつたわけで、これを御

了解願いたいと思いますが、私どもとしては、海

上保安庁との間の問題も解決いたしておりますの

で、今後は、私どもの任務達成に必要な水上舟艇

の整備ということに努力をいたしたい。かように

考えております。

○小濱委員 これは官房長に伺つておきたいので

すが、舟艇にしましても、海上での事故は、これ

はまた命にかかる問題でござります。それか

ら、車両の問題についても、命をかけたそないう

作業になつてくるわけですね。ですから、これの

整備、いわゆる整とんということは非常に大事な

ことだといふますね。どうですか。いま車両台数

算編成にそれを示しながらまた獲得をしていくと

いうようなことで、これは早急に積極的にやって

いただきませんと、いま申し上げましたような内

容の改正はできなかろうとわれわれは思うわけで

なつております。

○土金政府委員 お答え申し上げます。

警察庁で国費をもつて支弁するといふうになつております以上は、これらの車あるいは船につきましては、警察庁といたしまして、これを調査いたしまして、その実態を把握し、それに基づいて毎年予算要求をいたしておる。こういう

ふうなことにいたしておるわけでござります。この予算額は、御指摘のように、なるほどまだ十分でないということはまことに遺憾ではございま

ますが、これにつきまして、徐々に私どもの努力が実りまして、予算是、その額といたしましては、ほとんど毎年相当ふえておる。もう倍増ぐら

いになりつつある。こういう状況でございま

す。しかし、ただいま小濱委員から御指摘のよ

うに、まだまだ十分でない点がござりますので、この点につきましては、さらに一そうそういつた

実態把握についても努力いたすこととも、今後予算折衝等につきましても努力いたしたい。こうい

うに、まだまだ十分でない点がござりますので、

この点につきましては、さらにも一そうそういつた

実態把握についても努力いたすこととも、今後予

算折衝等につきましても努力いたしたい。こうい

うふうに考えております。

○小濱委員 官房長にさらにお頼いしたい

ことは、先ほど申し上げましたように、これから

夏季を迎えると、毎日非常な人出で、水難事故

等も多く発生する。そういう地域に船の配備がな

いということですから、これは全国的に調べれば

相当不足数が出てくるんじやなからかと思ふ

うです。ですから、実態調査もしていただき、

夏季を迎えると、毎日非常な人出で、水難事故

等も多く発生する。そういう地域に船の配備がな

いということですから、これは全国的に調べれば

相当不足数が出てくるんじやなから





ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

君。

○大野委員長 檿察法の一部を改正する法律案及び地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 簡潔にお尋ねをいたしたいと思ひますが、先ほど来事務当局に対しましてお尋ねをしたわけでありますけれども、國家公務員法、

地方公務員法について、明文では不当労働行為の規定は書いてございません。しかし、公務員の組合の組織運営に関する介入や干渉は、不当労

働行為の禁止を当然の内容とする憲法二十八条の団結権の保障の規定に反するばかりでなく、違法行為は行なつてはならないという法律の規定に反することは明らかであります。したがつて、公務員の労働組合に対する介入、干涉は違法なものである。かように考えますが、大臣としての御見解を承りたいと思います。

○渡海国務大臣 ただいま山口委員お述べになりましたとおり、地方公務員法の体系の中には、不當労働行為の概念は規定されておりません。これは、いま言わされましたとおり、組合に対して支配介入をすることがかつてあるといふようなことを許されたものでなく、正当なる労働組合の活動については、支配介入するようなことは認められておらない。かように私も考えております。

○山口(鶴)委員 いま一点お尋ねをいたします。自治体の首長が、みずから選挙を自己に有利に戦うために後援会を組織する。そして、その後援会に管理者の大多数を入れ、そしてさらに、管理者が職員に対して、この団体に入つていれば、人事等については思ふようになる、抜てき、昇給も行なえるといふようなことを覚々と言つて歩く。このようなことは地方公務員法第十三条の

「平等取扱の原則」に反し、さらに、地公法第十五条のスパイルシステムの排除という規定に反する違法な行為である。かように考えますが、この点に対する大臣の見解もあわせてお聞かせいただきたいたいと思います。

○渡海国務大臣 人事管理は、地方自治の執行にあたつての最も重要な問題であるらと思います。その人事を行なうにあたりましては、私は、本人の能力、適性、勤務成績等によつてのみ行なわれるのが当然のことであると思います。特定の団体に加入しておるとか、していないとか、そのようなことによつて左右されるべきものでない。かように私も考えております。

○山口(鶴)委員 大臣の見解、よく承りました。大臣のただいま答弁いたしましたような趣旨に反することはきわめて遺憾だと思います。地方自治の運営につきましては、それぞれ地方自治の立場で運営すべきものではありますけれども、とにかく、違法な行為がまかり通るということであつては、法治国家としての秩序は立たぬと思います。そり

う意味で、自治大臣といたしまして、このようないい處を改めなければなりません。かように私は、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大野委員長 起立総員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

○山口(鶴)委員 大臣の見解、よく承りました。大臣のただいま答弁いたしましたよな趣旨に反することはきわめて遺憾だと思います。地方自治の運営につきましては、それぞれ地方自治の立場で運営すべきものではありますけれども、とにかく、違法な行為がまかり通るということであつては、法治国家としての秩序は立たぬと思います。そり

う意味で、自治大臣といたしまして、このようないい處を改めなければなりません。かように私は、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大野委員長 内閣提出にかかる航空機燃料譲与税法案を議題といたします。

○渡海国務大臣 本案は去る二十七日に質疑を終了いたしておりましたので、これより討論を行なうのであります。かように私は、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大野委員長 航空機燃料譲与税法案に賛成の諸君の起立を求めます。

○渡海国務大臣 「賛成者起立」

○大野委員長 いま御指摘になられたようになります。

○渡海国務大臣 本件は去る二十七日に質疑を終了いたしておりましたので、これより討論を行なうのであります。かように私は、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大野委員長 おはかりいたします。

○大野委員長 ただいま議決いたしました三法案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野委員長 これにて、両案に対する質疑は終了いたしました。

○大野委員長 これまでの議論を総括する形で、

〔報告書は附録に掲載〕

のであります。別に討論の申し出もありませんので、これより採決いたします。

○大野委員長 起立総員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

○大野委員長 次回は、来る四月四日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会